

【ヒアリングII】老朽原発運転期間延長について

質問D-1 炉規法の規定と現状

原子炉等規制法(炉規法)には次の記載があります。

＜(運転の期間等)

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

2前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

…＞

この延長規定は、当時の担当大臣が「例外中の例外」として定めたものです。

一方で、この規定に基づき、運転期間延長を申請した4基(高浜1, 高浜2, 美浜3, 東海第二)について、営業運転開始後40年に達する直前に、原子力規制委員会は設置変更許可・工事計画認可と運転期間延長を認可した。私たちは、この審査に対して抗議の声を上げるとともに、行政不服審査法に基づく審査請求をしたが、同じ原子力規制委員会が判断したために異議申し立ては認められなかった。

ところが、岸田政権の指示で、今経産省も原子力規制委員会も老朽原発の運転期間延長について議論を開始しました。

質問1 原子力規制委員会が所掌する炉規法の第四十三条の三の三十二について、内閣府・経産省・原子力規制委員会はどのように考えているのかを明らかにしてください。

質問D-2 資源エネルギー庁と原子力規制委員会の役割

震災前の旧体制では、原子力推進(利用)体制に規制機関(原子力安全:保安院)が取り込まれていました。資源エネルギー庁の一機関に過ぎなかったのです。

当時の政府は保安院の安全規制が十分機能しなかったために東電福島第一原発事故が発生したとして、推進体制と規制機関の物理的な分離だけでなく、人員も推進機関の影響が及ばないようにノーリターン・ルールなども作られていました。

しかし現状について、国会事故調査委員会の委員長を務めた黒川清氏は、最近も次のように寄稿しています。

「東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故から10年がたつ。国会事故調査委員会は「事故は明らかに人災」とする報告書を提出したが、7項目の提言はほとんど顧みられず、背景にある「規制の虜」の問題も残ったままだ。」「原発に対する「安全神話」の本質は、当事者の「安全願望」ともいえるようなものだった。

地震大国の日本には原発の安全性を検証する責務があるのに、政、官界や関係機関はそこから逃げている。メディアの事故の検証も不十分だ。」「原発事故は、過去の成功体験にすぎり、変革を怠ってきた日本人への警告でもあった。

日本は「タテ社会」の社会構造から変えていかなければ、事故の教訓をくみ取ったとはいえない。」(政策研究大学院大学名誉教授 黒川清/読売新聞 2021年3月8日より)

「規制の虜」とは、規制当局の側よりも規制される側が専門知識や情報を有していることで、規制側が事業者の言いなりになり、規制そのものが機能しなくなることを指します。それを排すために、規制側には高い知識と能力が求められるのですが、今の運転期間の延長問題に関しては、審査書及びそれに至る審査会合でも、事業者の主張がまかり通るケースをしばしば見ることが出来ます。

質問 1

「規制の虜」について、原子力規制庁は過去の体制に如何なる問題があり、現状でどのように認識し、改善をしてきたのか、具体例を加えて説明して下さい。

質問 2

特に、日本原子力発電の敦賀原発 2 号機の提出文書のねつ造改ざん問題に関しては、これら偽造を発見したのは規制側ですが、その後の事業者側に対する対応はとて規制側とは思えない「ぬるいもの」といわざるを得ません。これだけの偽造をした以上、「審査は打ち切り、敦賀 2 号機の再稼働は認めない」との審査書を決定すべきですが、この審査を再開するとの決定をしたと報じられています。

これなど、結果的に規制の虜となっているのではありませんか。審査再開が可能になるにはデータの偽造などの原因が究明され、その動機が規制側を騙して審査を有利に導こうとするものではなかったことが証明されなければなりません、そうした証明はされていません。審査再開が可能とする理由を示して下さい。

質問 3

老朽原発の運転期間延長に関する原子力規制委員会の姿勢も疑問です。資源エネルギー庁が 40 年プラス 20 年の延長期限を撤廃するとの方針に対し、規制委員会は「利用政策の判断によるものであって、規制委員会は意見を申すところではない」（10 月 5 日の定例記者会見での山中委員長）と発言しています。これは規制側が利用側に対して「虜」になっていることを意味するのでしょうか。

説明願います。

質問 4

原子力規制の組織及び炉規法改正の最大の目的は、規制の立て直しと強化並びに、東電福島第一原発事故により失われた規制の信頼回復が目的です。これを改めて確認してください。

質問 5

その上で、原子力推進(利用)体制の元で、今ある原発を「最大限利活用」とするとの岸田政権の方針に対して、規制側が議論が始まる前から容認する姿勢を、山中委員長自ら発言するなど、到底認められないことです。その点について、どのような意図があつてのことか、規制側の見解を明らかにしてください。

質問 6

また、これに関連して山中委員長は「今より厳しい規制になる」との見解も明らかにしているようです。「設計の古さまで考慮した高経年化の評価というのは、恐らく日本独自のものになるかと思しますので、制度として厳しくなる方向にいくかなと思っています」（テレビ朝日 10 月 24 日インタビューより）これはどういう趣旨、内容を語っているのでしょうか。設計の古さを考慮した審査とはどういうものですか。本来ならば東海第二や美浜原発 3 号機、高浜原発 1, 2 号機(いずれも「第 2 世代」原子炉で設計は十分古い。現在の最新鋭は EPR や APWR、ABWR の「第 3 世代+」炉)は許可されなかったということですか。御説明願います。

質問 7 「老朽原発運転」「過酷運転」を誰が止めるのか？規制委員会にはその役割があるのでは？これらを規制委が認めて「過酷事故」が起こったら、規制委も共犯者になるのではありませんか？

質問 D - 3 トラブル続きの若狭の原発

◎老朽原発・美浜 3 号機で相次ぐトラブル

関電は、運転開始後 46 年(本年 12 月)を超えた老朽原発・美浜 3 号機を昨年 6 月 23 日に再稼働させましたが、特定重大事故等対処施設(特重施設)の設置が間に合わず、わずか 3 ヶ月の営業運転で停止を余儀なくされています。しかも、この短い運転中に二度もトラブルを発生させています。そのうちの一つは、電源が断たれて蒸気発生器中の 2 次冷却水が失われたとき、緊急給水するポンプに大きな圧力がかかるトラブルです。関電は、「ポンプ入り口にある金属製のフィルターに鉄さびが詰まったことが原因」としています。老朽原発を全国に先駆けて動かすために、10 年近く準備してきたにも拘らず、鉄さびによる目詰まりにも気づけなかった関電と原子力規制委員会のいい加減さは許されるものではありません。

さらに、関電は、特重施設が完成したとして、美浜 3 号機の再稼働を、当初予定の 10 月から 8 月 10 日に前倒しすると発表していましたが、直前の 8 月 1 日、放射性物質を含む水 7 トンの漏洩が発覚し、再稼働は延期されました。

美浜 3 号機では、次の再稼働を目論んだ 8 月 23 日の直前・21 日にも、「緊急時に 1 次冷却系に注入するほう酸水を蓄えている蓄圧タンク(アキュムレータ)」の圧力が低下していることが確認され、再稼働はさらに延期されました。原子炉から冷却水が失われ 1 次冷却系の圧力が低下した時や、制御棒の挿入に失敗した際には、原子炉の暴走を防ぐために、ほう酸水を 1 次冷却系に緊急注入しなければなりません。そのほう酸水は、逆止弁を介して 1 次冷却系につながる蓄圧タンクに蓄えられています。このタンクの異常は、重大事故に繋がりがねず、深刻です。

◎高浜 3、4 号機、大飯 3、4 号機でもトラブル頻発

美浜 3 号機と同じ加圧水型原発・高浜 3、4 号機、大飯 3、4 号機でも、これらの原発は運転開始後 40 年に到っていないにも拘らず、たびたびトラブルが発生しています。とくに、320℃、160 気圧近くの高温・高圧水が流れる 1 次冷却系配管(蒸気発生器伝熱管など)の損傷は深刻です。これらの配管が完全破断すれば、1 次冷却水が噴出して、原子炉が空焚きになり、メルトダウンに至る可能性があるからです。

例えば、高浜原発 4 号機では本年 6 月 3 日からの定期点検中に蒸気発生器伝熱管 12 本の外側が削れて管厚が大幅に減肉・損傷していることが発覚しています。関電は、伝熱管外側に自然発生した鉄さびの塊(スケール)がはがれて、伝熱管を削ったためとしています。関電は、蒸気発生器中を薬品洗浄していますが、高浜 3 号機の例では、洗浄 1 回で、1 基あたり約 1 トンもの鉄分(スケール、スラッジ、鉄イオン)が除去されたとしています。ただし、洗浄後にも相当量の鉄分が残存し、配管を損傷していることも認めています。

蒸気発生器伝熱管の損傷は、定期点検のたびに見つかり、高浜 4 号機では、3 基の蒸気発生器中の合計 10146 本の伝熱管の 4.1%(415 本)が使用不能になり、栓がされています。

◎10 月 21 日、トラブル発生で高浜原発 4 号機再稼働延期

関電は、去る 10 月 21 日、定期点検中に蒸気発生器伝熱管多数の損傷が発覚した高浜 4 号機の再稼働を画策しましたが、私たちの予測通り(??)、さらにトラブルを発生させ、再稼働を延期しました。(再稼働は、11 月 4 日に強行されました。)

高浜原発 4 号機で 21 日に発生したトラブルは『1 次冷却系の加圧器に設置されている「圧力逃し弁」の異常』です。原子炉で緊急事態が発生したとき、1 次冷却系に緊急給水しなければなりません。1 次冷却系の圧力が高すぎると、水が入りません。「圧力逃し弁」は、このようなとき、1 次冷却系の圧力を逃がすための弁で、この弁が正常に働かなければ、緊急給水できなくなる場合があります。

高浜 4 号機は、運転開始後 40 年に至っていない(37 年超え)にも拘らず、上述のようにボロボロで

す。46年を超えた老朽原発・美浜3号機、高浜1、2号機の運転などもつての他です。なお、関電は、47年、46年超えの高浜1、2号機の再稼働を来年6月、7月に画策しています。

◎稚拙なミスによるトラブルの発生

関電は、8月1日に美浜3号機で起こった水漏れの原因は、下請け作業員が容器のふたを閉めるボルトを規定の5分の1の弱い力で締め付けていたため、21日の蓄圧タンクの圧力低下の原因は、近傍で行われた足場設置作業の資材が同タンクの安全弁に接触したためとしています。以上のような美浜3号機で昨年来発生したトラブル(金属フィルターの目詰まりの見逃ごしも含む)の原因はあきれ返る稚拙なミスです。このようなミスは、技術者がしっかりしていれば簡単に気がつくものです。

しかし、現在は、下請け任せの上に、責任感と科学的常識のない、関電および下請けの技術者、作業員、監督者、点検者などが原発を動かそうとしています。原発を動かそうとする体制自体も老朽化・腐敗し、たるみ切っているのです。この事態は、一旦、体制全てを解体して、総点検しなければ、改善されません。ただし、体制を根本的に刷新して判断すれば、原発運転は、無理だという結論に至るでしょう。

質問 1 上記のような「過酷事故」を誘発しかねないトラブルについて、規制委は、その深刻さをどう評価しているのか？なぜ、トラブルが発生した時、すぐ止めないのですか？

質問 2 規制委は、電力会社の人材と体制の問題(とくに、稚拙なミスを多発させている体制)をどのように評価し、改善のためにどう指導しているのですか？

質問 3 規制委は「規則違反」などの法令違反については対応しているが、「技術的な未熟さ、たるみ、腐敗」について深刻に受け止めているとは考えられない。どうですか？

質問 D-4 運転期間延長を認めようとする根拠

「原子力安全のための規制や制度の見直しとして、シビアアクシデント対策の強化、既存の発電用原子炉施設等に最新の知見を適用するバックフィット制度の導入や発電用原子炉の運転期間の制限など、原子炉等規制法の改正を行うものとしております。」

これが当時の与野党合意による炉規法改正の主旨です。原子力安全のために運転期間を制限するとしています。従って、現在の40年の運転制限は原発の安全性を考慮してのものです。

一方、経産省は原子力小委員会場で数々の利活用拡大方針を出しています。現状では、最大60年の上限撤廃よりも、長期運転停止期間の除外を軸にして法令改正等を進めようとしているようです。

質問 1

運転期間の上限撤廃ないし拡大することの安全上の問題が改善できたと考えられる根拠(あるとすればですが)を規制庁は明らかにしてください。

質問 2

上限を決めた理由には、国民の原子力規制に対する不信があったことも当時の国会議論では指摘されています。では、この上限撤廃を進めるにあたり、国民の不信が払拭されたと言えるのですか。その根拠を明らかにして下さい。

質問 3

国民の不信を払拭するために、運転制限を最大60年と決めていたのに、それを事業者側の都合で拡大・延長しても良いとする推進側の主張は、単なるご都合主義、昨今のエネルギーコストの増大

を埋め合わせるために老朽炉をいわば「使い倒す」ことが出来るよう制度を変えようという主旨に他ならないと思います。そのような姿勢、行為は、国民の信頼を得ることが出来ると思いますか。

質問 4

老朽原発の現状は、再稼働をしてもトラブル続きで運転時間が限られる一方で、圧力容器も格納容器も劣化が進み、交換可能な設備さえ、何時何処を交換したら良いかさえ判断できなくなって、大小の放射性物質の拡散事故を繰り返すことが容易に予見されます。それでも老朽炉を再稼働させるならば、事業者の利益のために国民を犠牲にすることでしかありません。この見解は間違っていますか。明確にしてください。

質問 5

長期運転停止期間の運転期間からの除外を経産省は 60 年制限の緩和策として打ち出そうとしています。これに対して山中委員長は 11 月 9 日に「規制はカレンダー通り、暦年で評価するのが委員会の共通認識だ」と述べたと報じられています。これは、例え経産省の運転期間の拡大が長期停止期間は考慮しないとの内容であっても、規制委はこの制度を取り入れないという意味で捉えて良いのですか。

つまり、東海第二原発の運転可能日時は従来通り 2038 年 11 月 27 日までということですね。

質問 6

長期運転停止期間の運転期間からの除外は、いったいどんな根拠でしょうか。止めていても原発は「動いて」います。冷却システムを稼働させなければ使用済燃料は冷却できませんし、冷却材を入れた原子炉は常に浄化した水を供給しなければ腐食してしまいます。そのため冷却材ポンプも稼働しており、当然電源システムや制御システムも全て稼働しています。動いていない=劣化しないというド素人同然の発想はどこから来るのですか。せいぜい「中性子照射脆化」が進まないくらいの違いでしかありません。いったいどんな根拠で「長期停止期間を除外」できると、工学的に考えられるのでしょうか。

質問 7

長期運転停止期間の運転期間からの除外は、一方的に電力会社の都合に合わせて規制を変えることでしかありません。つまり、事業者の利益のために国民のリスクを増やすことです。これこそが規制が推進に屈服する姿勢です。そのような制度改正をするのならば、事故が起きたときは全部を事業者負担として賠償させるように、原子力損害賠償制度も変更すべきではないですか。事故が起これば最低でも 22 兆円規模の損害が賠償できなければ原発を動かしてはならない。そういう制度にすべきです。いかがですか。

質問 D-5 老朽化評価の今までと今後

震災前には、原子力安全・保安院により運転後 30 年経過時の「高経年化技術評価」を行い、さらに 10 年ごとに同評価を繰り返してきました。それでも福島第一原発事故を防ぐことは出来なかった経験から、運転年数原則 40 年を明文化したのです。

福島第一原発事故の教訓の一つとして大事なものは、事故時に収束作業に当たる運転員や作業員の安全が確保できるかという点があります。

老朽炉の場合、しばしば設計図面とは全く異なる場所にバルブや弁が「動いて」いて、緊急時に作動させられないことが起こり得ること、設備の劣化が進んでいて、思わぬ損傷が発生しうること、全数検査など出来るわけもない原発で、経年劣化が進んでいても計画点検対象になっていないため放置されていたところが壊れるなど、予測不可能な事態がしばしば起こることが上げられます。

例えば福島第一原発1号機の場合は、格納容器は破損していないはずの圧力下において、運転員などが接近できない高濃度の放射性物質が建屋内に入ってきたことが上げられます。

美浜原発3号機では、2004年8月9日(長崎原爆の日であることは象徴的)に二次系配管が突如破断し、定期検査の準備作業で入っていた下請作業員5人が死亡、7人が重症を負う事故が起きました。原発では最悪の事故でしたが、破断した二次系給水配管は運転開始(76年12月)以来一度も検査されておらず腐食により減肉していたため圧力に耐えきれずに爆発的に破断していたという信じられない事件でした。

質問1

設計の古さについて、山中委員長も言及していますが、いったいどんな根拠で何を見るのでしょうか。具体的に教えて下さい。

質問2

原発の停止が長期化し、運転経験のある人材が決定的に不足しています。特に再稼働をしていない北海道電、東北電、東電、日本原電、中部電、北陸電、中国電について、運転員の総数と運転経験のある人の数を明らかにしてください。また、この人材不足はどのように補う予定でしょうか。

質問3

圧力容器の脆化について、深刻な事態になっているのが高浜1号機ですが、同2号機、美浜原発3号機も相当危険な状態にあるとみられます。脆性遷移温度がどのくらいまで上がっているのかが懸念されていますが、試験片を随時取り出して調べることはできません。数に限りがあり、好きなきに試験できるわけではないからです。また、定期検査中でなければ試験は出来ません。このため、脆性遷移温度を予測する式があるのですが、これが信用できないというのです。脆化を予測するのは非常に困難であり、さまざまな要因がからむ複雑な現象です。

1991年に規格化された国内脆化予測式は、不純物含有率や累積中性子照射量から脆化を予測するもので、時間当り中性子照射量を実際の何倍にも高める「加速試験」に基づいていました。ところが原子炉容器内に設置された監視試験片による評価結果は、この予測を大きく超えてしまったといえます。同じ累積照射量でも時間当り照射量の少ない方が、脆化の進み方が早くなっていることが分かったのです。

2007年に改訂された国内脆化予測式では、これらを反映させ、不純物クラスターの生成メカニズムも考慮したものでしたが、玄海1号の監視試験による評価結果は、その予測値を40°C以上も上回るものでした。そこで、補正に補正を加えて、2013年に改訂された予測式が現在の予測式です。

現在、高浜原発1号機の脆性遷移温度は99度。美浜原発3号機は57度、高浜原発2号機は40度とされています。これら原発は危険すぎてECCSを作動させられないと思います。こんな危険な原発を、60年も動かすことを認めてしまうのは異常なことといわざるを得ません。

さらにこのうえ、60年を超えても動かし続けられるように制度を変えようとする経産省は、いったい何を考えているのでしょうか。

これらを踏まえ、脆性遷移温度の上昇が圧力容器の破断の危険性を高めていることを認め、運転許可を取り消すべきではありませんか。

質問4

蒸気発生器で多発する配管損傷について、これらの安全性をどのように検証しているのですか。蒸気発生器で多発する配管損傷では、安全解析施栓率は10%とされていますが、高浜4号機では2004年に全体の3%を超える細管を施栓したこともあります。現在は4%が施栓されていますが、一度に多くの細管が破損する場合、そのため破断することもあるのではないのでしょうか。安全解析施栓率だけでなく一度に大量の細管損傷が発生した場合、使用を停止する必要もあるのではないのですか。

質問5

長大なケーブルの老朽化、非難燃ケーブルの危険性が指摘されている原発が東海第二、高浜1、2、美浜3です。これらのケーブルは設計の古さも相まって、可燃性ケーブルのまま大量に使用されています。通常のケーブル寿命を超えるものもあります。これら交換不可能なケーブルのまま運転を継続するのは、火災の危険性を大きくしているのではないのでしょうか。可燃性ケーブルのままだった女川原発1号機は東日本大震災時に高エネルギーアーク損傷火災が発生し、それに伴う誘発火災で、電源盤10台が全部焼損しています。このような事態を引き起こすリスクが高いのが可燃性ケーブルのままの原発の危険性ではないのでしょうか。

質問6

大飯3号機の加圧器スプレイライン配管溶接部の亀裂の原因は「大きな入熱で溶接された材料が著しく硬化したことによる応力腐食割れ(SCC)」として、今後の対策が主な議論となりました。閉電は、他の原発の検査について「至近の複数回の定期検査のどこかで一度検査を行う」という対策を出しました。閉電の説明では、検査か所が多く、被ばくが問題になるため2～3回の定検で分けて検査するというものです。

スプレイラインのSCCは溶接不要といえるものですが、これは常に起こり得ることです。このような状態で安全が確保できると言えるのでしょうか。検査を終えるまで運転を許可すべきではないと思いませんか。

質問7

老朽原発の運転年数が長くなれば、膨大な数の部品の経年化も進みます。これらは全数検査など出来ませんから、検査漏れにより破損するリスクも高まるのではないですか。これについて具体的にどのような対策をするのでしょうか。

質問D-6 海外の老朽原発の稼働と認可の実績

世界の原発の運転状況は次のとおりです。

◎世界で最も長く運転された原発

スイスのベツナウ原発1号機(PWR、38万kW)、アメリカのナインマイルポイント原発1号機(BWR、63.5万kW、NY州北部オンタリオ湖東南岸)など5基で、53年前の1969年に運転を開始しています。したがって、世界でも、原発を60年を超えて運転した経験はないのです。しかも、これらの原発の立地には巨大地震や津波の心配がありません。

◎20年延長しても、途中で閉鎖されるアメリカの老朽原発

アメリカでは、20年の延長を許可された原発が、20年ももたずに次々に閉鎖しています。以下2013年から2019年の間に閉鎖された・される予定のアメリカの原発の運転期間と閉鎖年の例です。

クリスタル・リバー原発3号機 37年(2013年)

サン・オノフレ原発2、3号機 それぞれ29年、30年(2013年)

キウオーニ原発 40年(2013年)

バーモント・ヤンキー原発 42年(2014年)

フォートカルフーン原発 43年(2016年)

フィッツ・パトリック原発 43年(2017年)

オイスタークリーク原発 50年(2019年)

ピルグリム原発 47年(2019年)

1960年代の古い設計の原発は、リノベーションにも限界があります。多くの電力会社が、巨額を投資して改修し、使い続けることよりも、閉鎖することを経営判断しました。オイスタークリーク原発では、とりかえのきかない原子炉圧力容器に問題が起り、10年の期限を残して2019年の閉鎖が決まっています。

◎ヨーロッパの老朽原発では、圧力容器にヒビ

スイスに現存する世界最古の原発・ベツナウ原発では、2016年、原子炉圧力容器にヒビが見つかり

、運転を停止しています。

ベルギーのドール原発 3 号機(105.6 万 kW、PWR、1982 年運転開始)では、原子炉圧力容器に 1 万本以上のヒビが見つかり(2016 年現在)、本年 9 月に永久閉鎖されました。同じくベルギーのティアンジュ原発 2 号機(100.8 万 kW、PWR、1983 年運転開始、2023 年 6 月運転終了予定)の原子炉圧力容器でもヒビが見つかっています(2012 年)。上記 2 機の原子炉圧力容器のヒビは最大で 18cm。

質問 1 運転開始後 48 年、47 年、46 年、44 年の高浜原発 1、2 号機、美浜原発 3 号機、東海第二の運転が危険であることは明かです。どう考えますか？

質問 D-7 企業倫理と責任感が欠如した電力会社

7 月 13 日、東京地裁は「東電株主代表訴訟」判決で、福島原発事故前の東電幹部の対応には「安全意識や責任感が根本的に欠如していた」と述べ、東電旧経営陣に、原発事故による損害・13 兆円の賠償を命じています。

今、関電経営陣が、多くの危険性指摘を無視して老朽原発を稼働するのは「安全意識や責任感の根本的欠如」のためとしか言いようがありません、圧倒的な「老朽原発うごかすな！」の民意を蹂躪して老朽原発を稼働させ、重大事故に至った場合、それは関電経営陣の故意による犯罪です。

なお、2019 年に発覚した関電の原発マネー不祥事には、新しい不祥事が次々に加わり、原発を推進する体制の腐敗の根の深さを物語っています。

質問 1 規制委は、原発を運転しようとする電力会社の企業倫理の低さをどうとらえていますか？ 企業倫理と責任感の欠如した電力会社が運転する原発は過酷事故を起こしかねません。

質問 D-8 総ての原発を廃炉に

私たちは、原発の稼働に反対しています。老朽原発の 40 年超え稼働にも反対しています。まして、40 年 + 20 年以上の延長運転は非常に危険です。炉規法の規定を厳密に運用して、老朽原発をどんどん廃炉にすることを強く要望するとともに、次のことを訴えます。

質問 1 規制委は、使用済み核燃料の処理処分についてどう考えているのですか？ 使用済み核燃料の行き場もないのに、なぜ原発の運転を認可するのですか？

質問 2 再処理で得られる(はずの) MOX 燃料を使用するプルサーマル運転は危険極まりなく、経済的にも成り立ちません。したがって、海外では撤退が相次いでいます。もし、純粋な(核兵器用の)プルトニウムを減らすためなら、再処理しなければよいのです。再処理で、プルトニウムを作っておいて、それを減らさなければならぬからプルサーマル運転を行うというのは、道理が通りません。規制委は、プルサーマル運転の危険性をどうとらえているのですか？ プルサーマル運転を止める検討はしていないのですか？

質問 3 規制委は、過酷事故時の避難の問題の議論を避けていますが、過酷事故は起こらないと考えているからですか？

過酷事故が万が一にも起こると考えるなら、規制委審査にあたって、避難についても念頭に置かなければならないと考えますが、再考することはできませんか？

以上